

乳幼児保育 第2回目サ ポート授業

2023年12月
12日

- 乳幼児保育及び子育て支援に対する支援
- 3歳未満児の発達を踏まえた援助と配慮
- 3歳未満児の発達を踏まえた遊び保育
- 3歳未満児の保健・衛生・安全管理
- 3歳以上児に移行する時期の保育

東北こども福祉専門学院
講師 三浦 えみ子

課題② レポート課題

『保育所保育指針』第1章を保育に関する基本原則、児童福祉の理念として述べられている保育所保育における「子どもの最善の利益」の保証について具体例を挙げて述べて下さい。

- 1 テキスト及び『保育所保育指針』の第一章を熟読し理解し、通称「子どもの権利条約」をまず理解しましょう。
- 2 子どもの権利について一つ事例を挙げて具体的に説明して下さい。
- 3 上記の学びを総括し、子どもを権利の主体として位置付けている児童福祉法第一条の理念と『保育所保育指針』に述べられている保育所保育に求められている事項をまとめて下さい。

児童福祉法第一条の理念

第一章 総則（児童福祉保障の原理）

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

【保護者に対する基本的態度】

保育所における子育て支援に当たり、保育士等には、一人一人の保護者を尊重しつつ、ありのままを受け止める受容的態度が求められる。受容とは、不適切と思われる行動等を無条件に肯定することではなく、そのような行動も保護者を理解する手がかりとする姿勢を保ち、援助を目的として敬意をもってより深く保護者を理解することである。

また、援助の過程においては、保育士等は保護者自らが選択、決定していくことを支援
することが大切である。このような援助関係は、安心して話をすることができる状態が
保障されていること、プライバシーの保護や守秘義務が前提となる。このように保育士
等が守秘義務を前提としつつ保護者を受容し、その自己決定を尊重する過程を通じて
両者の間に信頼関係が構築されていく。また、保育士等が保護者の不安や悩みに寄り
添い、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことによって、保護者は子育て
への意欲や自信を膨らませることができる。保護者とのコミュニケーションにおいて
は、子育てに不安を感じている保護者が子育てに自信をもち、子育てを楽しんでいる
ことができるよう、保育所や保育士等による働きかけや環境づくりが望まれる。

【保護者とのコミュニケーションの実際】

保育所における保護者とのコミュニケーションは、日常の送迎時における対話や連絡帳、電話又は面談など、様々な機会を捉えて行うことができる。保護者に対して相談や助言を行う保育士等は、保護者の受容、自己決定の尊重、プライバシーの保護や守秘義務などの基本的姿勢を踏まえ、子どもと家庭の実態や保護者の心情を把握し、保護者自身が納得して解決に至ることが出来るようにする。その上で、状況に応じて、地域の関係機関等との連携を密にし、それらの専門性の特性と範囲を踏まえた対応を心掛けることが必要である。

尚、保育所が特に連携や協働を必要とする地域の関係機関や関係者としては、市町村（保健センター等の母子保健部門・子育て支援部門等）、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、民生委員、児童委員（主任児童委員）、教育委員会、小学校、中学校、高等学校、地域子育て支援拠点、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、市区町村子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、関連 NPO 法人等が挙げられる。

イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

保育所は、日々子どもが通う施設であることから、継続的に子どもの発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行うことが出来る。また、保育士や看護師、栄養士等の専門性を有する職員が配置されていると共に、子育て支援の活動に相応しい設備を備えている施設である。更に、地域の公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能である。こうしたことを踏まえ、保護者に対する子育て支援に当たっては、必要に応じて計画や記録を作成し、改善に向けた振り返りを行いながら、保育所の特性を十分に生かして行われることが望まれる。

また保育所は、地域において子育て支援を行う施設の一つであり、乳児期から就学前に至る一人ひとりの様々な育ちを理解し支える保育を実践している場でもある。保育士等が、子どもを深く理解する視点を伝えたり、その実践を示したりすることも、保護者にとっては大きな支援になる。その為、保護者の養育力の向上に繋がる取組としては、保育所を利用している保護者に対しては、保育参観や参加などの機会を、また地域の子育て家庭に対しては、行事への親子参加や保育体験への参加などの機会を提供することが考えられる。保護者が、他の子どもと触れ合うことは、自分の子どもの育ちを客観的に捉えることにも繋がることから、子育て支援においても、子どもが居るといふ保育所の特性を活用することが望ましい。また、このような取組においては、保護者同士の交流や相互支援などは、保護者の自主的活動などを支える視点も持ちながら、実施することが大切である。

第3章 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育

第1節 3歳児未満児の生活と環境

1、乳幼児の食生活とその環境・援助の実際 P53

(1) 1歳児未満

- ①授乳期 誕生～おおむね生後3か月頃
- ②離乳食準備～離乳食開始期 概ね生後5か月～6か月頃
- ③離乳中期 おおむね7か月～8か月頃 P54
- ④離乳食期 おおむね9か月～11か月頃

(2) 1歳以上3歳未満 P57

- ①離乳食完了期 おおむね12か月～18か月頃
- ②おおむね1歳6か月～3歳未満 P62

※PW「離乳食の基本」参照

1、乳幼児の食生活とその環境・援助の実際 P53

(1) 1歳児未満

①授乳期 誕生～おおむね生後3か月頃

- ・この時期は、睡眠と授乳が乳児にとって主要な生活リズムの中心
- ・雰囲気落ち着いた中で、保育者に抱かれて目と目を合わせて優しく話しかけながら授乳する
- ・授乳では、胃にミルクと一緒に空気が入ってしまう為、縦抱きにして必ず排気(げっぷ)をさせる
- ・乳児の個人差に留意しそれぞれに適した感覚で様子を見ながら授乳の調整をしていく

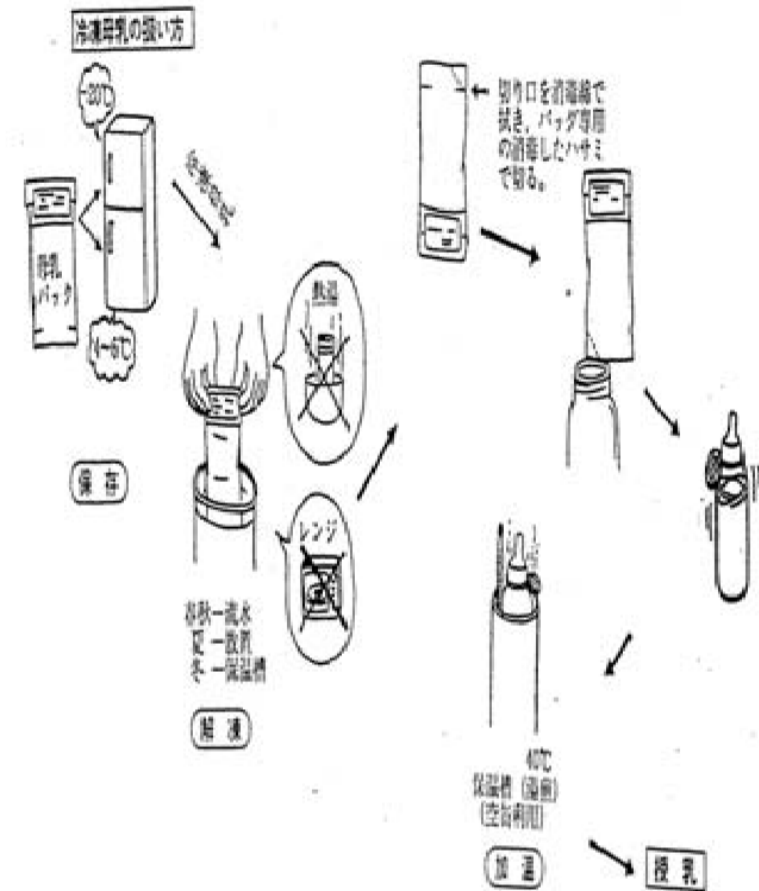
※母乳栄養のメリット

- ①必要な栄養が揃っていて、生後5か月までの栄養は母乳だけで十分発育する
- ②消化吸収が良く、栄養効率が優れている
- ③ミネラルが少なく、たんぱく質の分解産物も少ないので、飲み過ぎても腎臓に負担がかからない
- ④母乳中に多くの免疫グロブリンAが含まれていて、病原体の増殖を抑制するのに役立つ
- ⑤牛乳はアレルギーを生じることがあるが、母乳はアレルギーの心配がない
- ⑥母乳中には乳房を清潔に保つ限り、分泌される乳汁は衛生的である
- ⑦母乳間の心理的安定が形成され、乳児の情緒的な人格形成に影響を与える
- ⑧母乳栄養は経済的で、簡便で手間がかからない

【冷凍母乳の取り扱い方の確認事項】

冷凍母乳は直接授乳と違っていろいろな過程を経るので、衛生的な配慮、手順が大切になる。

- ① 冷凍母乳は搾乳後すみやかに冷凍し、冷凍後 1 週間以内のものを原則として、受け入れることとする。
- ② 冷凍母乳を受け取る際には名前、搾乳日時、冷凍状態を確認し、冷凍庫（ -15°C 以下）で保管する。
- ③ 専用の冷凍庫がない場合、他の食品に直接接触れないように、専用の容器やビニール袋に入れて保管する。
- ④ 母乳は飲む子どもの母親のものであることを確認する。病気感染などの防止のため、間違いのないようにする。
- ⑤ 授乳時間に合わせて解凍する。
- ⑥ 解凍するときは、母乳バッグのまま水につけ、数回水を取り替える。熱湯や電子レンジでは解凍しない。
- ⑦ 1 度解凍したものは、使わなくても再冷凍はしない。また、飲み残しは捨てる。
- ⑧ 解凍した母乳を 40°C 程度（体温に近い温度）の湯せんで加温する。
- ⑨ 成分が分離しやすいので、ゆっくり振り混ぜあわせてから与える。
- ⑩ 解凍した母乳は、母乳バッグの下の切り込み部分を引き裂いて、哺乳瓶に注ぐ。



②離乳食準備～離乳食開始期 概ね生後5か月～6か月頃

- ・乳児がスプーンに慣れることが重要
- ・薄い重湯を少しスプーンにとり、乳児の下唇にスプーンを横向きにして当て、乳児がすすむようになるように感じて当てる事が望ましい
- ・この時期の乳児に与える食事は、まだ慣らし段階となり、1日1回となる
- ・離乳食の直後には、適量のミルクや母乳を与える

③離乳中期 おおむね7か月～8か月頃 P54

- ・一日一回の離乳食から2回食となる(上下の前歯が2本生えてくるのが目安)
- ・自ら食べるという行為を大切にし、手の平に持ちやすい前歯で、かみ切れる形状を与える
- ・食事の形状は、これまでのトロミのあるものから、舌で押しつぶせる柔らかさ、大きさにする
- ・コップのすすり飲みの練習も促す
- ・食事後にミルクや母乳を適量補う(100cc～150cc程度)

④離乳食期 おおむね9か月～11か月頃

- ・この時期は、乳児の前歯は上下4本生えそろう
- ・食材は、奥の歯でつぶせる硬さにする
- ・喉に引っ掛かりやすいのでトロミを付ける工夫をする
- ・手に持ったパン、ビスケットを食べるのが上手になることから、自ら食べようとする気持ちを認め、進めていく
- ・要求に応じて食事を進めて行く
- ・哺乳瓶からコップで飲めるようにして行く

(2) 1歳以上3歳未満 P57

⑤離乳食完了期 おおむね12か月～18か月頃

- 前歯上下6本が生え、離乳食完了期になると、授乳は必要なくなる
- 家庭での朝食・昼食・3時のおやつ・家庭での夕食の4回となる
- 3時間から3時間半で空腹になるので、4～5回に分けて食事させる
- おやつは食事に近いものが必要
- 食事の味は薄味が基本、食材そのものの味を知ることができるようにする
- 安全に食事するには、※食べる姿勢や※のどに詰まらせないような食品を避けることが大切
- 食べたことを褒めたり、見守ることができるように配慮する

⑥おおむね1歳6か月～3歳未満 P62

- ・自分でスプーンを使い食べられるようになる
- ・個人差があるので開始する時間は子ども一人ひとりによって調整する
- ・十分に遊び、眠くなっていない時間に設定すると良い
- ・エプロンを自分でつけることで食事に向かう気持ちを子どもが自ら持てるようにする
- ・苦手なものを口にすることが出来たらしっかりと褒めて成功感が持てるようにする
- ・苦手な食事を除く場合は、他の食材で補うなど、十分な摂取量にする
- ・食事が終わったら、食後の挨拶・口をおしぼりで拭く・食器を所定の位置に戻すなどの一連の動作としての生活環境が身に付くようにする

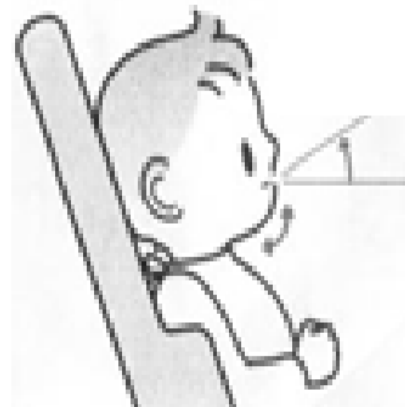
※PW「離乳食の基本」参照

① 姿勢のポイント

* 5、6か月(嚥下を促す姿勢)

- ・ 介助しながら摂食・嚥下機能を上手に獲得させていく。
- ・ 子どもの発育・発達には個人差があるので、子どもの様子をよく見ながら離乳食を進めていき、食べる姿勢に配慮していく。

(嚥下を促す摂食指導)



開口時に、舌が床に平行程度の頸部の角度にする。

* 7、8か月～幼児期(顎や舌に力が入る姿勢)

- ・ 椅子の場合は、足の裏が床につく高さにして深く座る。
- ・ テーブルに向かってまっすぐに座り、肘がつく高さにする。



・ 背もたれは、お風呂マットに、カバーを掛けるなどの工夫をする。

・ 足元はお風呂マットを切ったりくりぬいたりして工夫する。

② 見守りポイント

② 見守りポイント

- ・子どもの食べ方の特徴を理解し、年齢発達や個人差に合った食事指導をしているか？
- ・安全に食べているか、子どもの表情が見える位置にいるか？
- ・常に食事中の見守りを怠らないようにする。
- ・食べ方に注意が必要な食材は、食べる前に説明をする。

③ 安全な「食べ方」のポイント

*安全な「食べ方」を身に付けて、窒息事故を予防する。

- ・食べることに集中する。
- ・姿勢を整える。
- ・水分を取ってのどを潤してから食べる。
- ・遊びながら食べない。
- ・食べやすい大きさにする。
- ・つめ込みすぎない。
- ・口の中に食べ物がある時は、話をしない。
- ・よく噛んで食べる。（※参照）

※ 「 よく噛んで食べる 」

乳幼児期から学童期は、食べ方を育てる時期となる。
口腔機能が発達し歯の生え変わる時期でもある。
また、五感を育て咀嚼習慣を育成する大切な時期となる。

「 よく噛むことのメリット 」

- 食べ物が栄養分として消化吸収されやすくなる。
- 素材の味や歯ごたえ、噛む音等五感を使って楽しむことができる。
- 唾液がたくさん出て、口の中がきれいになる。
- 満腹感を得ることができる。

保育園でリンゴ食べた後の事故相次ぐ 鹿児島で生 後 7 カ月の女児死亡

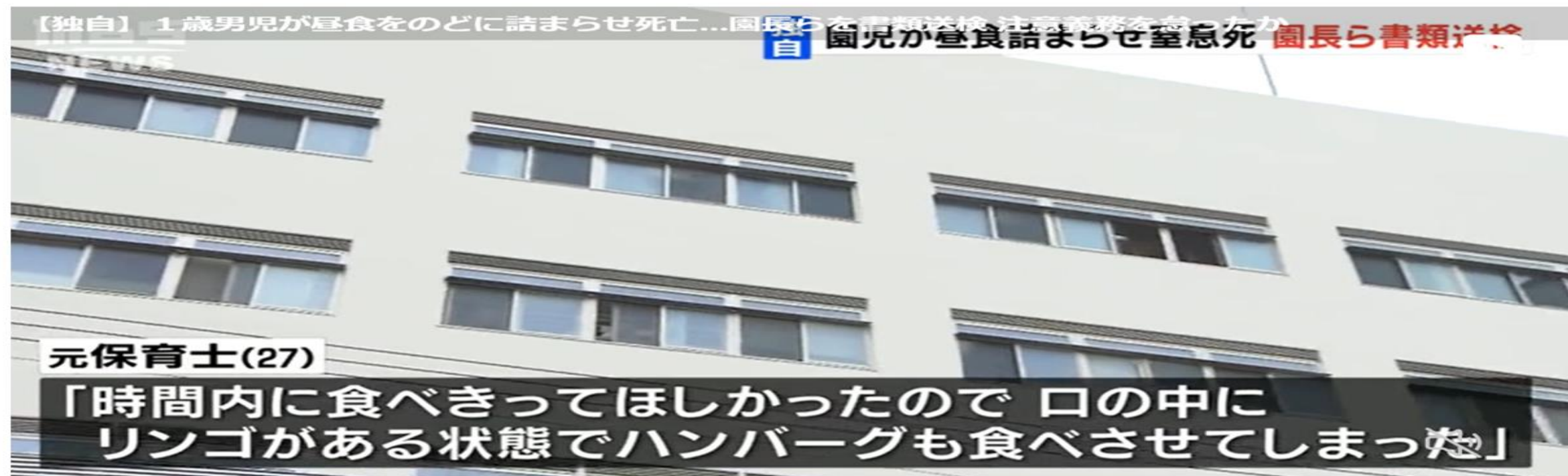
朝日新聞 2023 年 5 月 31 日



園の説明によると、4 月 18 日午後、保育士がすり下ろしたリンゴを女児に食べさせた後、仰向けに寝かせていた。保育士は女児の着替えを取りにいき、戻ってきたところで異変に気づき、背中をたたくなどしたという。心肺停止状態で病院に運ばれて入院していたが、弁護士によると 5 月 28 日に亡くなったという。



【独自】1歳男児が昼食をのどに詰まらせ死亡...園長ら 書類送検 注意義務を怠ったか

2020年に大阪市の私立保育園で当時1歳2か月の男の子が昼食をのどに詰まらせ死亡した事件で、警察は保育園の園長ら2人を業務上過失致死の疑いで書類送検しました。




2020年2月、大阪市城東区の「ゆりかご第2保育園」で当時1歳2か月の男の子が昼食をのどに詰まらせ死亡しました。

① 給食での使用を避ける食材

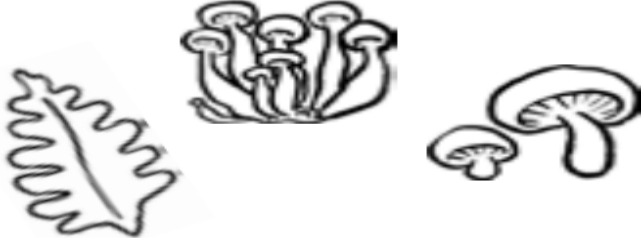

食品の形態、特性	食材	備考
<p>球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)</p> 	<p>プチトマト</p> 	<p>四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え</p>
	<p>乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)</p>	
	<p>うずらの卵</p>	
	<p>あめ類、ラムネ</p>	
	<p>球形の個装チーズ</p>	<p>加熱すれば使用可</p>
	<p>ぶどう、さくらんぼ</p>	<p>球形というだけでなく皮も口に残るので危険</p>
<p>粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)</p>	<p>餅</p>	
<p>固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)</p>	<p>いか</p>	<p>小さく切って加熱すると固くなってしまう</p>

② 0、1歳児クラスは提供を避ける食材（咀嚼機能が未熟なため）

食品の形態、特性	食材	備考
固く噛み切れない食材	えび、貝類 	除いて別に調理する。 例：クラムチャウダーの時は、 0、1歳児クラスはツナ シチューにする
噛みちぎりにくい食材	おにぎりの焼き 海苔	きざみのりをつける



③ 調理や切り方を工夫する食材

食品の形態、特性	食材	備考
<p>弾力性や繊維が固い食材</p> 	糸こんにゃく、白滝	1 cmに切る (こんにゃくはすべて糸こんにゃくにする)
	ソーセージ	縦半分に切って使用
	えのき、しめじ、まいたけ	1 cmに切る
	エリンギ	繊維に逆らい、1 cmに切る
	水菜	1 cmから1.5 cmに切る
	わかめ	細かく切る
<p>唾液を吸収して飲み込みづらい食材</p>	鶏ひき肉のそぼろ煮	豚肉との合いびきで使用する または片栗粉でとろみをつける
	ゆで卵	細かくし、なにかと混ぜて使用する
	煮魚	味をしみ込ませ、やわらかくしっかり煮込む
<p>のりごはん (きざみのり)</p> 	きざみのりを、かける前にもみほぐし細かくする	

課題① レポート課題

保育所保育において乳児保育・1歳児以上3歳児未満の保育について、子どもの発達を考慮した「遊び」と環境構成のあり方について、事例を挙げながら述べて下さい。

- 1 テキスト及び「保育所保育指針解説」第2章の乳幼児保育・1歳以上3歳未満児基本的事項（1）を熟読し、それぞれの時期における子どもの発達を理解しましょう。
- 2 1でまとめた子どもの発達を踏まえながら、子どもの発達への働きかけ、支えて行くための遊びとその環境構成について「事例」を挙げながら説明しましょう。
- 3 自分自身の言葉で学んだことをまとめ、最後に自身の考えを記述しましょう。

保育所保育指針 第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものとの関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

○乳児の育つ姿

- ①身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
- ②社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」
- ③精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」

保育所保育指針 第2章 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1)基本的事項

ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

保育所保育指針 第2章 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1)基本的事項

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

2、乳幼児の遊びとその環境 P63

(1) 1歳児未満

① おおむね4か月～1歳ごろ

○ 生後4か月から満1歳ごろの発達

- 首がすわる
- 寝返りが出来る（触って確かめたい好奇心が働く）
- 自分の手足で遊ぶ
- 難語が増え、声を出して遊ぶ、大人の声に反応
- 目と手の協応が出来るようになる
- 触れたい物への関心が高まる
- 乳児自身への身体への関心が芽生える（なめる事で認識する）
- うつ伏せ、仰向け、ずりばいの開始（足の力がつく事で歩行に繋がっていく）
- 手足を這って動かす（脳神経を動かす事で脳の発達に繋がる）

※十分なハイハイさせることが必要

※PW「赤ちゃんの成長12か月」参照

○遊び

- ・感覚遊び・手足を這って動かす遊び・親指と一指し指で摘まめる遊び

※PW「0歳の遊び12か月」参照

(2) 1歳以上3歳未満 P65

① 1歳以上2歳未満児

○身体発達

- ・歩行が出来る(運動神経と筋肉、平衡バランスの発達)

○遊び

- ・探索遊び、仕掛けのある遊び

(トンネルマット遊び・手押し木製車)

- ・座って手先を使う遊び

(積み木・ボール・ぬいぐるみ・型落とし・絵本)

②2歳以上3歳未満児

○身体発達

- ・走る、跳ぶ、椅子に座る、体のバランスをとる
- ・ボールを蹴る、投げる
- ・階段を手すりをもち登る

○遊び

- ・積み木積み、紐通し、棒通し、型はめ
- ・動きや遊びの模倣

※場所やおもちゃの取り合いなどトラブルが見られる(噛みつき
開始)

※同じ玩具を複数用意することや二人の仲立ちをすることが必要

※トラブル〈噛み付きの開始〉 P67

※参照 PW「噛み付きについて」

●噛み付きについて考えよう（グループW）噛み付きについて

①配慮

②気を付ける事

MEMO

月齡毎の遊びの発達過程 1

● 1ヶ月～3ヶ月

- ・ ガラガラやメリーなど動く物を見つめる
- ・ 保育者の歌声などを聞くと、喜んで声を出す
- ・ 抱っこして散歩し、光や風にあたる

● 4ヶ月～6ヶ月

- ・ 手を出して掴み、握ったりなめたりする
- ・ ガラガラ、プレイジム、ぬいぐるみなどで遊ぶ
- ・ 「いないいないばあ」やくすぐり遊びを楽しむ

● 7ヶ月～9ヶ月

- ・ ブロック・ガラガラなど両手に持ち、なめたりして確かめる
- ・ 絵本を読んでもらい保育者の表情や仕草を真似る
- ・ 風呂敷などを使って「いないいないばあ」を楽しむ

月齢毎の遊びの発達過程 2

● 10ヶ月～12ヶ月

- ・ 太鼓など音の出るおもちゃなどを何度も叩いて喜ぶ
- ・ 指先でつまんで入れたり出したりして喜ぶ
- ・ 保育者とバイバイなどの身振り手振りで遊ぶ

● 13ヶ月～19ヶ月

- ・ 戸外に出ると、興味のある物に向かって歩いて行く
- ・ 鍵やボタンなどをどのように使うか確かめて遊ぶ
- ・ 絵本などを通して保育者とやり取り遊びを楽しむ

● 20ヶ月～24ヶ月

- ・ ボールを投げたり、しゃがんだりなど全身活動を好む
- ・ 砂や水などいろいろな素材に触れ感触を楽しむ
- ・ 友達と遊びを好み、トラブルになる事もある

月齢毎の遊びの発達過程 3

● 25ヶ月～31ヶ月

- 高いところから飛び降りたり、ぶら下がったり、全身を使って遊ぶ
- リズムに合わせて手足を動かしたり、指先を使うような遊びに夢中になる
- ごっこ遊びがさかんになり、その役になりきって遊ぶ

● 32ヶ月～36ヶ月

- 三輪車をこいだり、平均台をバランスをとって渡る
- ハサミ、ノリなどの道具を使って作る事を楽しむ
- 椅子や積み木などを使って電車やトンネルに見立てて遊ぶ

月齢と発達毎の援助・配慮 1

● 6ヶ月

- ・ 左右の寝返りを促す
- ・ 小さな玩具の誤飲に注意する
- ・ 一人ひとりの遊びのおもちゃと遊びの空間を確保する
- ・ 見守り、共感する

● 7ヶ月

- ・ 興味ある玩具を子どもに目で追わせながら膝近くに持っていく

月齢と発達毎の援助・配慮 2

● 8ヶ月

- 手を伸ばした先や移動すれば届く場所に玩具を置いて誘う
- 広い空間やスロープを作り、マットで障害物を置いたりしてたくさんの移動運動ができるようにする

● 9ヶ月

- 自らお座り出来ているか確認する
- つかまり立ちに向けて高さのある台を用意して行く

月齢と発達毎の援助・配慮 3

● 10か月

- ・ 材質や重さが違うもの、音のでるものなど、変化をもたらせ繰り返し楽しむようにする
- ・ 手と目が届く高さの壁面、つるすおもちゃの位置などを考えておく
- ・ つかまり立ちで元に戻れないので、援助する

● 11か月

- ・ 壁に添って立ち台を置いたり、サークルなどに興味のある玩具を置き、伝い歩きを促す
- ・ 歩行を助ける時は、指を握らせ子どもの肘が肩より上がらないようにする

月齢と発達毎の援助・配慮 4

● 18か月

- ・ 引く・押す・入る・出る・登る・降りるなどの運動が十分楽しめるスペースを保障する
- ・ 怪我が増える時期なので安全に配慮する

● 24か月

- ・ 適切な道具を準備し、遊びの空間を整える
- ・ 生活の中で再現しやすい遊びの環境作りをする

● 30か月

- ・ 室内でも、粗大運動が出来るスペースと道具を保障する

3、乳幼児期の睡眠とその環境・援助の実際 P68

(1) 1歳未満児

① 3か月未満児

○生活の大半は浅い眠りの繰り返しとなる

- ・ 3時間置きに目を覚ます
- ・ 3か月頃には、午前睡・午後・夕方・夜の睡眠となる

② おおむね3か月～1歳未満児

○睡眠パターンは出てくるが個人差に留意する

- ・ 日中の睡眠は、午前・午後・夕方の3回となる
- ・ 6か月～1歳頃は午前、午後の2回となる
- ・ 1歳頃には午後1回の午睡

○睡眠中の **SIDS**（乳幼児突然死症候群）へ配慮する

※睡眠中の窒息

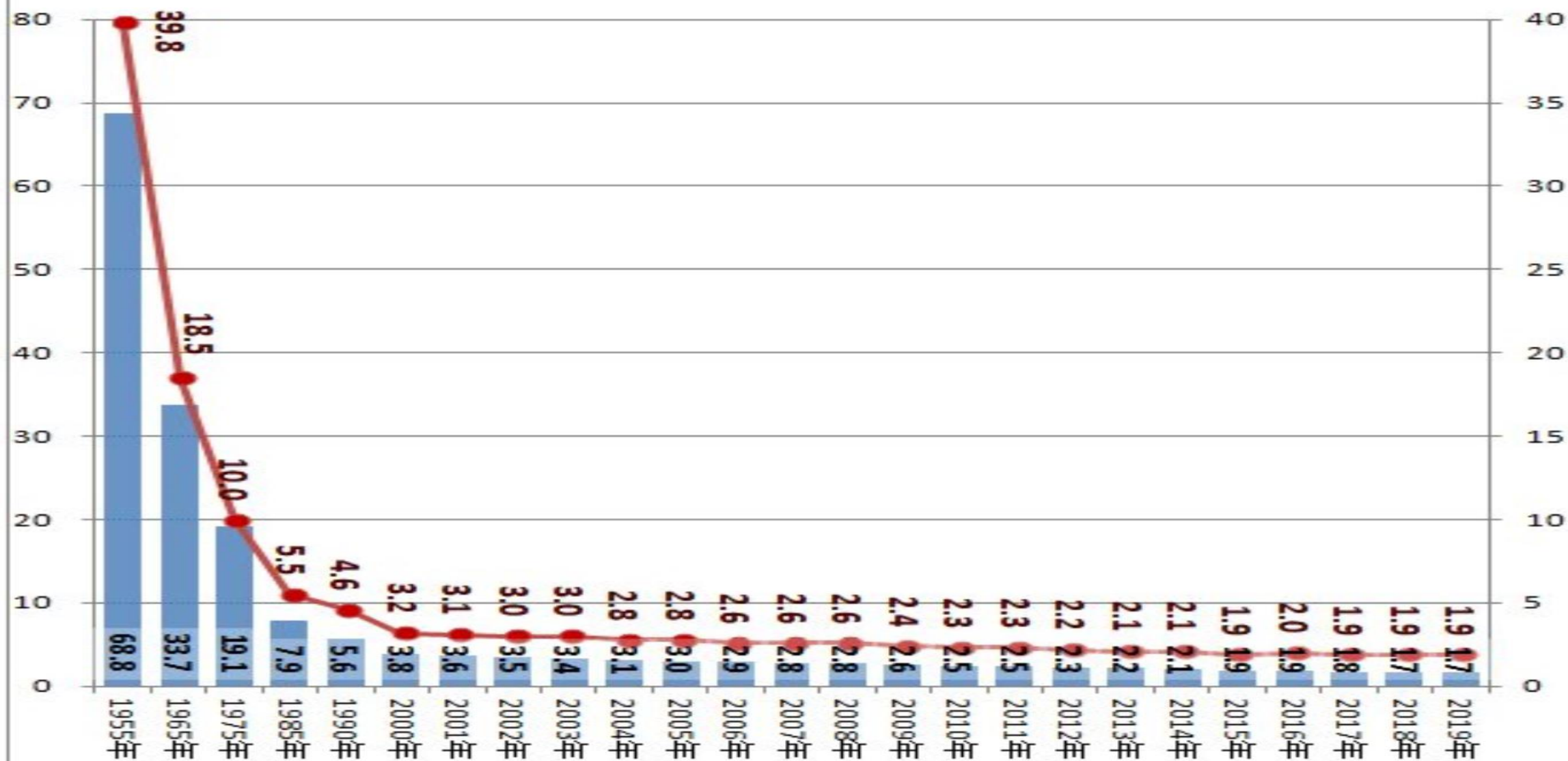
乳幼児突然死症候群とは……

- それまでの健康状況及び既往歴からその死亡が予測できない
- しかも死亡状況調査及び解剖検査によってその原因が同定されない
- 原則として1歳未満に突然死をもたらした症候群をいう
- 乳幼児突然死症候群は、生後2か月が一番多いとされ、生後6か月以降では発症が少ない
- 日本での発症頻度はおよそ出生6,000～7,000人に一人と推定される
- 年間100人余りが本症候群で死亡している。

乳児死亡数・死亡率

(死亡数)

(死亡率)



乳児死亡数(1000人)

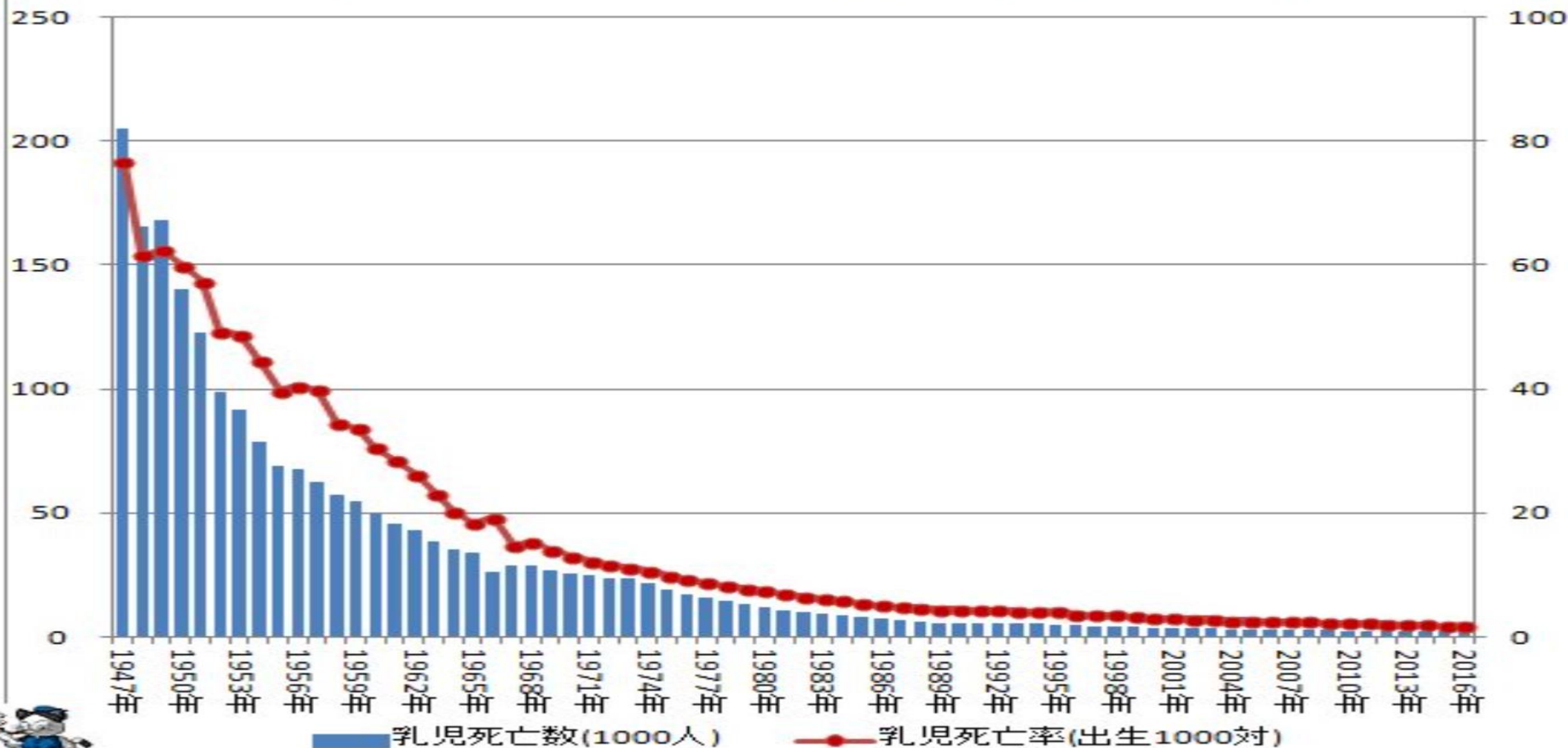
乳児死亡率(出生1000対)



(死亡数)

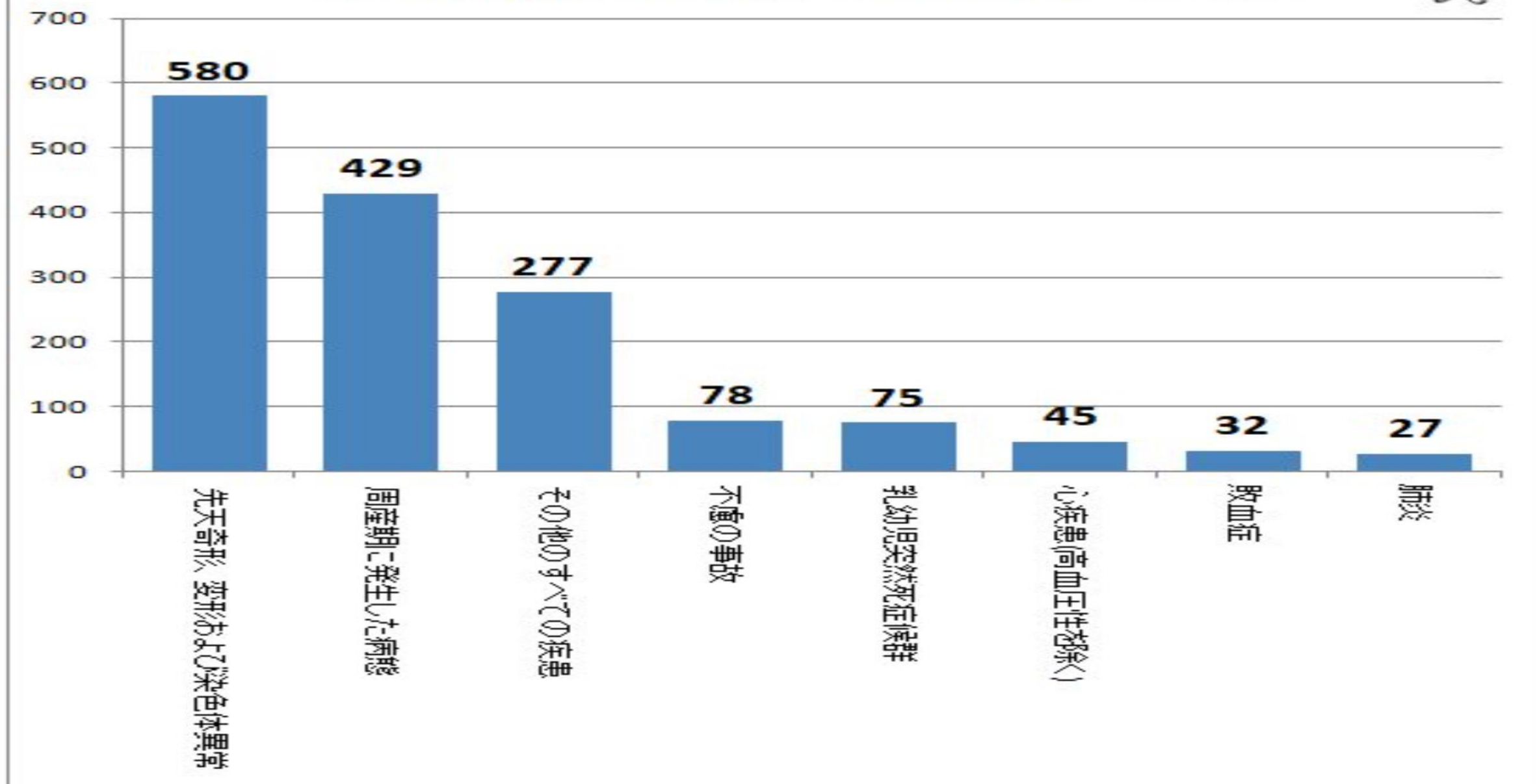
乳児死亡数・死亡率の推移(戦後限定)

(死亡率)



乳児死亡数・死亡率の推移(戦後限定)(~2016年)

主な死因別乳児死亡数(人)(2019年)



<睡眠中の配慮>

- ①十分な観察が出来る室内の明るさの確保
- ②顔面や唇の色の確認
- ③鼻や口の空気の流れや音の確認
- ④呼吸に伴う胸郭の動きの確認
- ⑤体に触れての体温確認

<睡眠中の注意事項>

- ①布団は固めが望ましい
- ②シーツにしわやずれがないか
- ③授乳後の排気(げっぷ)が十分に出来たか
- ④睡眠時に衣服の裾や袖口で口がふさがれないか
- ⑤顔の周りやベットの柵にタオルなどを置く・掛けるなどをしていないか
- ⑥掛け布団などが顔にかからないようにしているか
- ⑦目覚めた時に口に入れる危険がある玩具などを置いていないか

重大事故が発生しやすい場面

①睡眠中

【窒息事故の除去方法のポイント】

～ガイドラインより抜粋～

- 医学的理由で、意思からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせる事が重要。何よりも一人にしない事。寝かせ方に配慮を行う事。安全な睡眠環境を整える事は、窒息や事故等を未然に防ぐことになる。
 - 柔らかい布や布団を使用しない。
 - ヒモまたは、ひも状のものを置かない。
 - 口の中に異物が無いか確認する。
 - ミルクや嘔吐物が無いか確認する。
 - 子どもの数、職員の数に合わせて定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止などの異常が発生した場合の早期発見・重大事故の予防の為の工夫をする。
- ※他にも、窒息リスクがあることに気付いた場合は、留意点として記録し、施設・事業所内で記録する。

睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

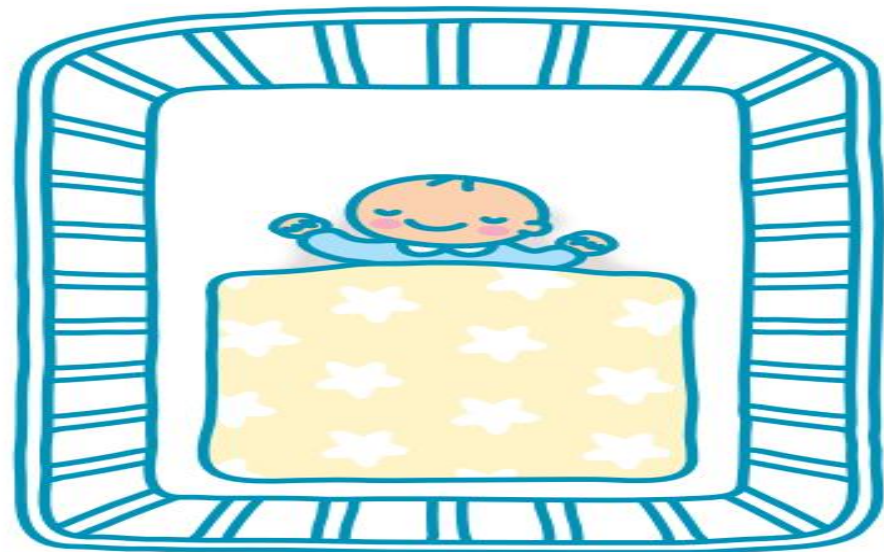
乳幼児突然死症候群

睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群 (SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) という病気があります。

- SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。
- 令和4年には47名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第4位です。



乳幼児突然死症候群 (SIDS) について



SIDSの
発症率を低くする
3つのポイント


1 1歳になるまでは、
寝かせる時はあおむけに
寝かせましょう


2 できるだけ
母乳で育てましょう


3 たばこを
やめましょう

窒息事故防止のために

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) のほか、窒息などによる事故があります。

- ベビーベッドに寝かせ、柵は常に上げておきましょう
- 敷布団・マットレス・枕は固めのものを、掛け布団は軽いものを使いましょう
- 口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないようにしましょう

(1) 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

(2) できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発生率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。

(3) たばこをやめましょう

たばこはSIDS発生の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

<安定した睡眠の保証には>

- 落ち着いた環境を作る
- 決まった保育者が決まった場所で安心して眠れるようにする
- 入眠前の状態でも子どもが自分の時間に浸れるような場所の確保する
- 家庭での睡眠時の習慣を保護者からよく聞き取り、早く安定した睡眠がとれるようにする
- 愛用品のタオルなどが必要な場合は、柔軟な対応をする
- 室内は暗くする必要がなく、睡眠中の子どもの顔が良く見えるようにしておく
- 睡眠中の体温が放出され皮膚温度が上がる為、室温の調整には十分気を付ける

窒息・誤飲事故

就寝時の窒息事故

(0歳～1歳くらい)

- できるだけベビーベッドを利用することで、多くの事故を避けることができる可能性があります。

うつぶせで寝て、顔が柔らかい寝具に埋もれる



<注意ポイント>

1. 大人用ベッドではなく、できるだけベビーベッドに寝かせ、敷布団やマットレス等の寝具は硬めのものを使用しましょう。
2. 1歳になるまでは、寝かせる時は、あお向けに寝かせましょう。

掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ、スタイ（よだれかけ）で窒息



<注意ポイント>

1. 掛布団は、こどもが払いのけられる軽いものを使用し、顔にかぶらないようにしましょう。
2. 寝ているこどもの顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いたりする物は置かないようにしましょう。

ベッドと壁の隙間などに挟まれる



<注意ポイント>

1. 寝ている間に動き回り、大人用ベッドと壁や後付け柵の隙間などに頭や顔が挟まるなどしないよう、できるだけベビーベッドに寝かせましょう。
2. 大人用ベッドに取り付ける幼児用ベッドガードは、生後18か月未満の乳幼児には絶対に使用しないでください。

家族の身体の一部で圧迫される



<注意ポイント>

寝かしつけの時に、添い寝をして意図せず寝込んでしまう、また同じ寝具で就寝している際に大人の身体の一部で圧迫してしまわないように、できるだけベビーベッドに寝かせましょう。

ミルクの吐き戻しによる窒息

<注意ポイント>

授乳した後は、げっぷをさせてから寝かせるようにしましょう。

ブラインドやカーテンのひもなどによる窒息

(0歳～6歳くらい)



<注意ポイント>

1. ひもが首に絡まらないよう、こどもの手が届かない所にまとめましょう。
2. ソファなど、踏み台になる物をひもの近くに設置しないようにしましょう。
3. ひも部分がないなどの安全性の高い商品を選びましょう。

包装フィルム、シールなどの誤飲

(0歳～3歳くらい)



<注意ポイント>

1. 菓子やペットボトルの包装フィルムを口に入れたり、かじったりしていると破片を誤飲・誤えんして、窒息することがあります。また、年上のこどもの遊んでいるシール、パッケージについているシール等も同様です。
2. 包装フィルムやシールがついている物、容器などで遊ばせないようにしましょう。

医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲

(0歳～3歳くらい)



<注意ポイント>

1. 医薬品や洗剤などの誤飲は、重大な症状を引き起こすおそれがあります。
2. 医薬品、食品と見た目が似ている洗剤や化粧品、入浴剤などは、こどもの目に触れない場所や、手の届かない場所に保管しましょう。

たばこ、お酒などの誤飲

(0歳～3歳くらい)



<注意ポイント>

1. たばこやお酒の誤飲は、ひどい中毒症状が出る可能性があります。
2. たばこやお酒は、こどもの目に触れない場所や、手の届かない場所に保管しましょう。

ボタン電池、吸水ボール、磁石などの誤飲

(0歳～5歳くらい)



<注意ポイント>

1. ボタン電池の誤飲は、食道に詰まったり胃の中にとどまったりすると重症事故につながります。ボタン電池を利用している器具は、電池が取り出せないようカバーを固定しましょう。
2. 樹脂製の吸水ボールの誤飲により、腸閉塞などを起こすことがあります。
3. 複数の磁石の誤飲は、磁石が腸壁を挟んでくっつき消化管穿孔（消化管に穴があくこと）や腸閉塞などを起こすおそれがあります。これらの物はこどもの手の届かない、見えないところに保管しましょう。

おもちゃなど小さな物で窒息

(0歳～6歳くらい)



こどもまんなか
こども家庭庁

<注意ポイント>

1. 年上のこどものおもちゃには、小さな部品が含まれていることがあります。対象年齢になるまでは、こどもの手の届かない所に保管し、遊ばせないようにしましょう。
2. おもちゃの購入時や利用時は、商品の対象年齢を必ず守りましょう。

食事中に食べ物で窒息

(0歳～6歳くらい)



<注意ポイント>

1. パン、カステラ、こんにゃく、キノコ類、海藻類、ゆで卵、肉 などは、1cm大程度まで小さくして与えましょう。
2. 球形の食品（プチトマト、ブドウなどの果物、飴、チーズ、うずらの卵など）は、吸い込みにより窒息の原因となります。4等分にして、ブドウなどの皮は除去してから与えましょう。
3. いか、エビ、貝など噛みきりにくい食材は0、1歳児には与えないようにしましょう。気管・気管支に入りやすい豆・ナッツ類は、5歳以下のこどもには食べさせないようにしましょう。
4. 食品を口に入れたまま遊んだり、話したり、寝転んだりさせないようにしましょう。また、泣いているこどもをあやそうとして、食品を食べさせるのはやめましょう。

4、乳幼児の排泄とその環境・援助の実際 P70

(1)1歳未満児

※オムツ替え動画(メリーズテープタイプ動画)

①3か月未満児

○30分から40分おきにおしっこを、便は1日2～3回

- ・話しかけながら、乳児としっかり向き合ってオムツ替えする
- ・「おむつ替えようね」「きれいに拭こうね」と声を掛けて

②おおむね3か月～6か月

○首がすわり手足に力がつく時期

- ・乳児とコミュニケーションを図る時間として行う
- ・乳児の言葉の反応を確かめながら「上手に出来たね」と話す

③おおむね7か月～9か月

○オムツを替えることに応えるようになる

- ・オムツ交換で気持ち良くなることが分かるようにする
- ・「おむつ換えましょうね」「気持ち良くなったね」と声を掛けて
- ・便が緩い時はシャワーを使用する

④おおむね10か月～1歳6か月

○つかまり立ちと伝え歩きが始まる時期

- ・保育者と手を繋いでオムツ交換場所へ
- ・自分でしたい気持ちが強くなる
- ・意欲を受け止め、励ましながら
- ・次のステップに挑戦しようとする子どもの気持ちが芽生える

⑤おむね1歳6か月から3歳児

○トイレトレーニングの開始

- ・家庭と連携して開始する
- ・トレーニングパンツでの失敗は叱らない
- ・子どもの排尿感覚に合わせてトイレに連れて行く
- ・タイミングが良く排泄出来たら褒める
- ・排泄後の手洗いは欠かせない生活習慣として援助する

5、清潔の習慣 P73

(1)手洗いの習慣付け

○保育士がモデルとなり清潔の習慣を

- ・毎日、傍について手伝う、見せる
- ・基本的な生活習慣を適切に行うよう援助する
- ・「気持ち良くなったね」「きれいに洗えたね」の声かけを行う

※正しい手洗い方法とは・・・
手洗い動画

さあ、みんなであらおう!!

1

水で手を
ぬらして



2

せっけんを
手にとって



3

あわ立て
ブクブク



4

手のこう
モリモミ



5

ゆびのあいだ
モリモミ



6

おやゆび
クルクル



7

手のひら・ゆびのさき
ゴシゴシ



8

手くび
クルクル



9

しっかり
ながして



10

きれいに
ふいて



第3節 3歳以上児の保育に移行する時期の保育 P79～P84

○保育士と子どもの比率の変化

- 0歳児は3対1での保育
- 1・2歳児は6対1での保育
- 3歳児は15対1へ変更
- 3歳児は1号認定と2号認定が混在する
- 子どもの育つ環境による子どもの育ちの問題(幼さが残る)
- 10の姿を意識した保育の計画の重要性

国が定めた保育士の配置基準

保育士の配置基準（国の配置基準）

子供の年齢	保育士の配置人数
0歳児	概ね3人に保育士1人～
1、2歳児	概ね6人に保育士1人～
3歳児	概ね20人に保育士1人～
4、5歳児	概ね30人に保育士1人～

3つの認定区分について

教育・保育給付認定には3つの区分があり、この3つの認定区分に応じて、利用できる施設など(区立幼稚園、新制度に移行する私立幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業)が決まります。

区分	認定基準	対象等
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 利用先 区立幼稚園(対象は4歳、5歳)、認定こども園(教育認定枠)、新制度に移行する私立幼稚園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由(注釈)」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 利用先 保育園、認定こども園(保育認定枠)
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由(注釈)」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 利用先 保育園、認定こども園(保育認定枠)、地域型保育事業

(注釈) 保護者の就労や病気、就学など、家庭において保育ができない事情。

●幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿

- ア 健康な心と体
- イ 自立心
- ウ 協同性
- エ 道徳性・規範意識の芽生え
- オ 社会生活との関わり
- カ 思考力の芽生え
- キ 自然との関わり・生命尊重
- ク 数量や図形・標識や文字への関心・感覚
- ケ 言葉による伝え合い
- コ 豊かな感性と表現

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることが持ちをもって関わるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

※10の姿について

- 10の姿は到達目標ではなく、育ちにつながる豊かな経験が保障されているかを問う視点
- 乳幼児にふさわしい遊びや生活を積み重ねて行くことによりこれらの10の姿が見られるように
- 出来ない、出来た、覚えた、覚えていない、という知識や技術の到達点を問うものではない
- 子どもの育ちが保育施設から小学校へと学びの場が異なっても、幼児期に育まれた10の姿を小学校教育へと連続性を持ちながら接続していく事が求められる

※PW参照「10の姿」

子どもの発達と起こりやすい事故

子どもは運動機能の発達とともに、いろいろなことができるようになります。その一方で、様々な事故にあうおそれが出てきます。起こりやすい主な事故が、発生しやすい時期の目安を矢印で記載しました。

発達の目安	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
窒息・誤飲事故		首すわり	足をバタバタさせる		口の中に物を入れる	座る	ハイハイをする	つかまり立ちをする		物をつかむ
				見た物に手を出す	寝返りをうつ					
					離乳食を始める					
	就寝時の窒息事故									
		うつぶせで寝て、顔がやわらかい寝具に埋もれる						ベッドと壁の隙間などに挟まれる	家族の身体の一部で圧迫される	
	掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ、よだれかけで窒息						ミルクの吐き戻しによる窒息			
							ブラインドやカーテンのひもなどによる窒息			
							食事中に食べ物で窒息			
							おもちゃなど小さな物で窒息			
							ボタン電池、吸水ボール、磁石などの誤飲	医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲		

発達の目安	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
水まわりの事故		首すわり 足をバタバタさせる		口の中に物を入れる 見た物に手を出す	座る 寝返りをうつ 離乳食を始める		ハイハイをする	物をつかむ	つかまり立ちをする	
やけど事故				お茶、味噌汁、カップ麺などでのやけど 電気ケトル、ポット、炊飯器でのやけど				暖房器具や加湿器でのやけど 調理器具やアイロンでのやけど		
							浴槽へ転落し溺れる 洗濯機、バケツや洗面器などによる事故			

入浴時に大人が目を離して、溺れる

浴槽へ転落し溺れる
洗濯機、バケツや洗面器などによる事故

お茶、味噌汁、カップ麺などでのやけど
電気ケトル、ポット、炊飯器でのやけど
暖房器具や加湿器でのやけど
調理器具やアイロンでのやけど

発達の日安	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
		首すわり		口の中に物を入れる	座る		ハイハイをする		つかまり立ちをする	
		足をバタバタさせる		見た物に手を出す		寝返りをうつ		物をつかむ		
				離乳食を始める						

起こりやすい主な事故	転落・転倒事故	大人用ベッドからの転落	ベビーベッドやおむつ替え時の台からの転落
		抱っこひも使用時の転落	
		ベビーカーからの転落	

発達の目安	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
		首すわり 足をバタバタさせる		口の中に物を入れる 見た物に手を出す	座る 寝返りをうつ		ハイハイをする		つかまり立ちをする 物をつかむ	
離乳食を始める										

自動車・自転車 関連の事故	チャイルドシート未使用による事故									
	車のドアやパワーウインドに挟まれる事故									
挟む・切る・その他の事故	車内での熱中症									
	子ども乗せ自転車での転倒									
	テーブルなどの家具で打撲									
	キッチン付近で包丁、ナイフ カミソリ、カッター、はさみ 小さな物を鼻や耳に入れる									
エスカレーター、エレベーターでの事故										